

広島県告示第四百八十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所
氏名		
和光産業 代表者 宮岡 正典		福山市新市町大 字新市四一一番 四号
聴聞の日時		平成二十七年八月 一日（火） 午後一時三〇分 から午後二時三 〇分
聴聞の場所		広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 四〇七会議室
聴聞の事由		法第六十五条第 二項の規定に該 当する。